平成２８年（フ）第１１９３号
横浜市港北区篠原町3073番地１　ノースデュエル202
破産者　宮本　　哲
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３８９号
横浜市西区東ケ丘78番地２　東ケ丘公舎303号
破産者　春日　智子
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４４５号
横浜市神奈川区三ツ沢下町18番31号
破産者　戸田　和隆
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４６０号
神奈川県綾瀬市上土棚南４丁目７番43号　メゾン広田Ⅱ101
破産者　佐藤　弘明
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４６１号
神奈川県綾瀬市上土棚南４丁目７番43号　メゾン広田Ⅱ101
破産者　佐藤利津子
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第８２号
富山市野口1092番地３　第２サンシャインくれは102号、破産手続開始決定時の住所富山市婦中町蛍川178番地28
破産者　河合　岩人
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１３３号
富山市高屋敷236番地４
破産者　武井　将宏
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０６号
富山県高岡市大源寺１番地87、前住所富山県高岡市横田町２丁目９番６号
破産者　三村　幸代（旧姓敦賀）
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第２１号
石川県加賀市山代温泉桔梗丘４丁目82番地
破産者　長山　明成
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所小松支部

平成２８年（フ）第２９８号
岐阜市寺町４番地
破産者　小林　慶子
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第４５８号
静岡県浜松市南区楊子町555番地、前住所静岡県浜松市南区恩地町58番地
破産者　鈴木　節子
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第９３８号
京都府久世郡久御山町林宮ノ後21番地　16棟102号
破産者　濵﨑　秀雄
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１９５号
岡山県浅口市鴨方町深田858番地　レフィナード205
破産者　植田　勝利
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２００号
岡山県総社市井手1142番地３
破産者　塚村　英誠
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
佐賀県唐津市神田2017番地
破産者　坂本　　和
1　決定年月日　平成29年２月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所唐津支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２８年（フ）第１１１号
茨城県つくば市桜３丁目６番地２　ニューシティグリーンパーク101号
破産者　久保田晶克
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第１３６号
山口県周南市毛利町２丁目26番地　グレース毛利305、前住所茨城県土浦市田中３丁目１番６―405号　メゾン・ド・桜
破産者　吉澤　祐二
1　決定年月日　平成29年２月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第４７号
静岡市葵区安倍口新田424番地の９
破産者　鈴木　五郎
1　決定年月日　平成29年２月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部